

## 離婚協議中で配偶者と別居している方の児童手当申請について

### 支給条件（すべて満たすことが必要です。）

1. 申請者が配偶者と住民票上世帯が別である。
2. 申請者と児童が同一世帯である。
3. 離婚協議中である（＝配偶者に離婚の意思が伝わっている）こと。

～離婚協議中であることがわかる書類（「離婚」の記載があるもの）の提出が必要です。～

（例）

- ・離婚協議申し入れに係る内容証明郵便の謄本
- ・家庭裁判所からの調定期日呼出状の写し
- ・家庭裁判所における事件係属証明書
- ・離婚調定不成立証明書
- ・弁護士等、第三者が作成した離婚協議中であることがわかる書類
- ・その他離婚協議中であることを証明できる公的機関から発行された書類（控訴状の副本等）

【例外】上記書類を用意できない特段の事情があると認められる場合のみ

- ・配偶者による「別居の事実に係る申立書」※書類が必要な方は、ご相談ください。添付書類として、配偶者の顔写真付きの身分証明書の写しが必要となります。

※婚姻費用分担調整調停や夫婦関係調整調停(円満)の書類では受付できません。

### 申請方法

上記の支給条件をすべて満たし、必要書類に不足がない状態で申請してください。

※支給条件を満たした翌日から15日以内に申請してください。（申請が遅れた場合、手当を受給できない月が発生する場合があります。）

※郵送の場合は、子育て支援課に届いた日が申請日となります。

### 必要書類

1. 児童手当認定請求書
2. 児童手当の受給資格に係る申立書
3. 離婚協議中であることがわかる書類

【問い合わせ先】 文京区役所 5階 子育て支援課児童給付係 コールセンター 03-5803-1288  
（平日 8時30分から17時まで）